

地域福祉活動モデル事業（令和2・3年度）

～コロナ禍の地域福祉活動等を支援するための特例助成～

募 集 要 項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、地域福祉活動を行っている福祉団体等の各種取り組みが相次いで中止・停止となる等、高齢者や障がいがある方、母子・父子世帯等様々な福祉・生活課題を抱える方々への支援に支障をきたしています。

また、施設・事業所職員や一般県民向けの講演会、研修等についても、従来の開催方法では実施が困難な状況であり、サービスの質の向上を目指した取り組みや福祉に関する普及啓発活動を進めるため、新たな方法での試行が始まっています。

このような状況下、本会では、コロナ禍においても地域福祉活動等の推進を図ることを目的に、国が示す“新しい生活様式”等を踏まえた取り組みやIT等を活用した取り組み、コロナ禍により顕在化した福祉・生活課題への取り組みを進める団体を支援するため、社会福祉振興基金を活用し、特例的な助成を実施します。

2 助成の対象となる団体

本会助成業務規程第3条関係・別表1に記載の団体（下記参照）

- ・社会福祉法人
- ・一般社団法人
- ・公益社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益財団法人
- ・特定非営利活動法人
- ・社会福祉に関する事業を行うもので助成審査委員会が適当と認めたもの

【助成対象外の事業】 ※助成業務規程第3条関係・別表2に記載の事業（下記参照）

- ・公的補助制度の対象となる事業
- ・公費委託事業
- ・主財源を他の資金制度で充当する事業

※団体の財務状況において、自己資金で事業実施が可能な場合は対象外となります。

3 助成の対象となる取り組み・活動等

◆コロナ禍における地域福祉活動等を推進する次の活動・取り組み

- ・環境の整備によって行う支援活動や取り組み
 - 例) 衛生環境に留意して実施する地域福祉の推進に向けた活動・取り組み
 - 〃 職員の資質向上に向けた活動・取り組み
- ・手段の確保によって行う支援活動や取り組み
 - 例) 電話やインターネット等を活用した地域福祉の推進に向けた活動・取り組み
 - 〃 職員等の資質向上に向けた活動・取り組み

・コロナ禍によって新たに顕在化した課題に対する活動・取り組み
例) 自粛生活の長期化などによる体力・活動等が低下した方への支援

4 助成の対象期間

令和2年10月～令和4年3月に行われる取り組み・活動など

5 1団体あたりの助成金額

1団体あたり40万円以内（応募は、1団体につき1事業です。）

※対象経費の4/5以下の金額（40万円以内）を助成する。

（例）対象経費50万円×4/5＝助成金額40万円

6 助成対象・対象外経費

（1）対象経費

*事業実施に伴う下記の経費

諸謝金（講師謝礼等）、旅費交通費、消耗品費、器具什器費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、委託料、手数料、損害保険料、賃借料、その他会長が特に認めた経費

（2）対象外経費

*団体運営の経常経費及び団体運営のため日常的に使用する備品や物品等

7 応募期間

令和2年10月21日（水）～11月13日（金）必着

8 申請方法・提出書類

（1）申請方法

以下の2つの方法で申請が可能です。

*以下の方法で申請が困難な場合は、事務局（098-887-1344）までご相談ください。

① ホームページ（専用フォーム）での申し込み

本会いきいき長寿センターホームページ（<https://www.okishakyo.or.jp/ikiiki/>）にある専用フォームに沿って必要事項を入力し、関係書類を添付の上、申請してください。

② 電子メールでの申し込み

本会いきいき長寿センターホームページ（<https://www.okishakyo.or.jp/ikiiki/>）から様式データファイルをダウンロードいただき、申請書等に必要事項をご記入し、関係書類を添付の上、本会いきいき長寿センター・電子メール（ikiikichouju@okishakyo.or.jp）宛ご提出ください。

（2）提出書類（メールでの申し込み等の場合）

①交付申請書【様式】（付表1-1）、（付表1-2）

- ②団体の規約、会則、定款など
 - ③令和元（2019）年度事業報告書・決算書(事業活動計算書・損益計算書、収支計算書、貸借対照表等)
 - ④令和2（2020）年度事業計画書・予算書
 - ⑤見積書（支出費目の金額が分かるもの）、その他関係書類
- (3) 審査に際して申請内容を照会することがありますので、必ず提出書類の写しを手元に保管してください。

9 選考方法

書類による予備審査の上、本会助成審査委員会において選考し、書面にて選考結果を通知します。なお、必要に応じて申請内容に関するヒアリングを実施します。

10 助成金の交付・活動報告等

(1) 助成金の内定額を全額支出した段階で事業報告書を提出してください。事業報告書を確認の上、助成金を清算払します。ただし、令和4年2月末を報告の最終期限とします。

* 令和2年度内に実施が完了した事業については、令和3年2月末を報告の期限とします。

(2) 活動報告時提出書類（予定）

- ① 助成事業報告書
- ② 支出費用の領収書等（写し） ※原本証明
- ① 助成金請求書（指定様式）
- ② 助成金振込先口座の通帳コピー（支店名、口座番号、口座名義がわかるように）
- ③ 活動状況（助成金の使途）がわかる写真（2～3枚程度）
- ④ 写真の活用（本会HP、広報紙等）に関する承諾書

(3) 助成金の支出期間は、令和3年1月【予定】～令和4年3月末日までです。

(令和2年度内に実施が完了した事業については、令和3年3月末を清算の期限とします。)

* 支出額が内定額に足りない場合、支出済額が助成額となります。

(お問い合わせ先)

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 いきいき長寿センター
社会福祉振興基金・特例助成担当（担当：渡久地・川上）
住所 〒903-8603 那覇首里石嶺町4-373-1（東棟3階）
HP <https://www.okishakyo.or.jp/ikiiki/>
E-mail ikiikichouju@okishakyo.or.jp
TEL 098-887-1344 /FAX 098-882-1349